

兵ト協ニュース

2012.11 No. **316**
.....



場所:天瀧(養父市) 撮影者:進藤圭介(都宝産業(株))

もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(厚生労働) 平成24年度最低賃金周知広報の実施について(協力依頼)	1
労働災害減少に向けた緊急要請	3
(経済産業) 「下請取引適正化推進月間」の実施について(実施方針)	5
(全ト協) 第52回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画	8
「WEB版ヒヤリハット集」の公開について	9
○ 事務局からのお知らせ	
兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について	10
平成24年度ASV装置導入促進助成金について	13
交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を挙げる	14
2012年度トラックの日イベントが開催されました	15
第17回全国トラック運送事業者大会に参加	16
○ 陸災防のページ	
平成24年度陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱	17
陸運業の労働災害増加に厚生労働省から緊急要請!	24
○ 会員だより	27
○ 引越し業務の募集について	29
○ 兵ト協ニュース表紙写真募集について	29
○ 協会日誌	30

〈交通事故防止緊急特別キャンペーン実施中〉

期 間 平成24年9月～12月までの4ヶ月間

重点対策

●追突事故の防止 ●トレーラ事故の防止 ●交差点の事故防止



行政からのお知らせ



厚生労働

基発0927第8号
平成24年9月27日

社団法人全日本トラック協会代表者 殿

厚生労働省労働基準局長

平成24年度最低賃金周知広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度の地域別最低賃金額の改定については、各地方最低賃金審議会で、雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意（平成22年6月3日雇用戦略対話第4回会合<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koyoutaiwa/>）に掲げられた目標についても特段の配慮をした上で、東日本大震災による地域への影響にも配慮する等、諸般の事情を総合的に勘案した審議が行われ、今年10月5日までにすべての地域別最低賃金額について改定公示が行われる予定です。

今後、改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度について広く国民に周知を図り、同制度の履行確保を図ることが重要となりますが、その履行状況は今なお十分とは言えない実情にあることから、厚生労働省では標記の周知広報を実施することとしています。

貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、貴会が発行される広報誌への掲載などによる貴会の加入事業者に対する改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

- すべての都道府県の地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、平成24年9月30日から11月4日までの間に順次効力が発生します。
- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたこととなり、最低賃金額を支払わなくてはなりません。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。
- 貴社の労働者の賃金額が地域別最低賃金額を下回ることはないよう、金額をご確認ください。
- 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

平成24年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	719	H24.10.18	石川	693	H24.10.6	岡山	691	H24.10.24
青森	654	H24.10.12	福井	690	H24.10.6	広島	719	H24.10.1
岩手	653	H24.10.20	山梨	695	H24.10.1	山口	690	H24.10.1
宮城	685	H24.10.19	長野	700	H24.10.1	徳島	654	H24.10.19
秋田	654	H24.10.13	岐阜	713	H24.10.1	香川	674	H24.10.5
山形	654	H24.10.24	静岡	735	H24.10.12	愛媛	654	H24.10.24
福島	664	H24.10.1	愛知	758	H24.10.1	高知	652	H24.10.26
茨城	699	H24.10.6	三重	724	H24.9.30	福岡	701	H24.10.13
栃木	705	H24.10.1	滋賀	716	H24.10.6	佐賀	653	H24.10.21
群馬	696	H24.10.10	京都	759	H24.10.14	長崎	653	H24.10.24
埼玉	771	H24.10.1	大阪	800	H24.9.30	熊本	653	H24.10.1
千葉	756	H24.10.1	兵庫	749	H24.10.1	大分	653	H24.10.4
東京	850	H24.10.1	奈良	699	H24.10.6	宮崎	653	H24.10.26
神奈川	849	H24.10.1	和歌山	690	H24.10.1	鹿児島	654	H24.10.13
新潟	689	H24.10.5	鳥取	653	H24.10.20	沖縄	653	H24.10.25
富山	700	H24.11.4	島根	652	H24.10.14			

労働災害減少に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆さまのご尽力もあり、長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年と2年連続で増加しました。このような事態は、実に33年ぶりのことです。

この間、厚生労働省においても、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施等、労働災害の減少に向けて様々な取組を行ってまいりましたが、平成24年に入ってもその増加傾向には歯止めがかからず、8月末現在で対前年比7.9%の増加となっています。この傾向が続けば3年連続増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

労働災害が増加に転じた背景には、様々な要因があります。リーマンショック以降の生産水準の回復や東日本大震災の復旧・復興工事の影響もその一因と考えられます。しかしながら、着実に減少していた製造業や建設業の労働災害が増加に転じた背景には、厳しい経営環境の中での安全衛生管理体制の劣化があることが懸念されます。また、第三次産業や陸上貨物運送事業の労働災害は、長期的には労働災害全体が減少する中でも、横ばい傾向を続けてきました。特に第三次産業は、全労働者数に占めるウェイトが高くなる中、必ずしも十分な安全管理体制が確保されていないことが危惧されます。さらに若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているでしょうか。

いずれにしても、いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。事業者の皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請します。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害の防止に努めていただきますよう、要請いたします。

一、安全衛生管理体制の充実

一、個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施

一、「見える」安全活動など創意工夫した効果的な自主的安全衛生活動の実施

平成24年9月28日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 宮野 甚一

**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!**

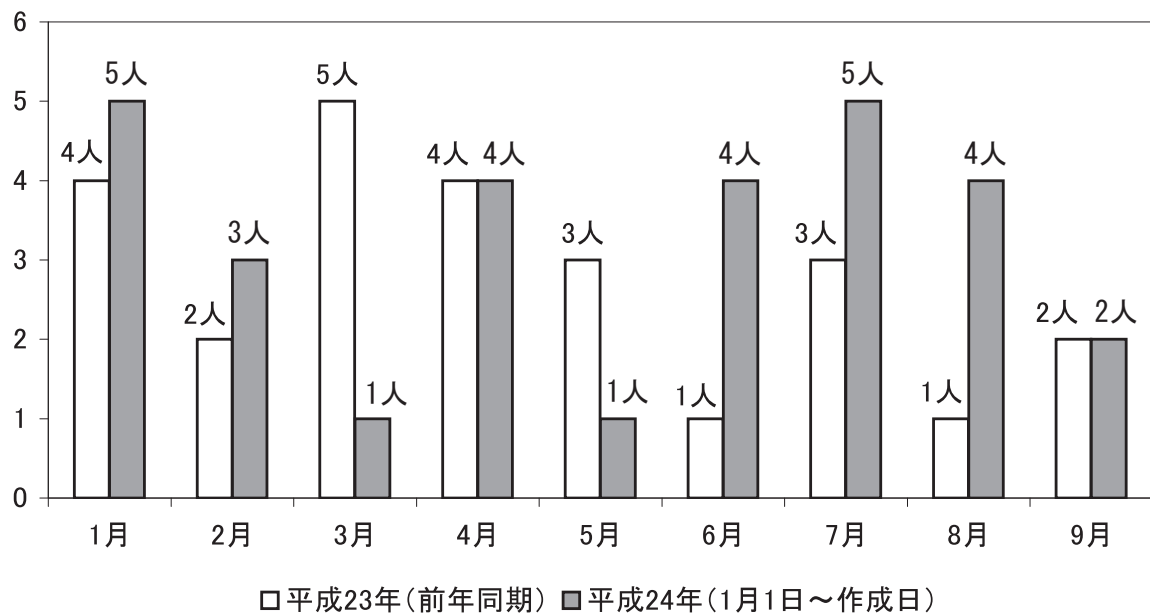
平成24年 死亡災害発生状況(兵庫県内速報値)

作成日 平成24年9月30日

	平成24年1月～作成日		前年同期		前年比較	
	死亡者数	構成率	死亡者数	構成率	増減数	増減率
全業種	29	100.0%	25	100.0%	4	16.0%
製造業	5	17.2%	8	32.0%	-3	-37.5%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
建設業	13	44.8%	8	32.0%	5	62.5%
交通運輸業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
陸上貨物運送事業	3	10.3%	3	12.0%	0	0.0%
港湾荷役業	0	0.0%	1	4.0%	-1	-100.0%
林業	0	0.0%	1	4.0%	-1	-100.0%
その他の事業	8	27.6%	4	16.0%	4	100.0%

平成23年、平成24年 発生月別死亡災害発生状況

平成24年9月30日現在



「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

平成24年10月
公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の厳正な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の「下請取引適正化推進月間」においては下記の事業を行う。

記

- 1 47都道府県（61会場）において、親事業者の下請取引担当者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する。
- 2 新聞、雑誌等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 3 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌を通じ、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 4 公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスター、たれ幕等を掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
中小企業庁事業環境部取引課

電話03（3581）3375（直通）
電話03（3501）1669（直通）



(別紙)

平成24年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について

(公正取引委員会主催)

開催地	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
北海道	11月16日(金) 9:30～11:30	北海道北見市常盤町2丁目1番10号 北見市民会館1階会議室1号室	40名	○
	11月22日(木) 13:30～15:30	北海道帯広市西4条南13丁目1番地 とかちプラザ4階講習室402	40名	○
秋田県	11月15日(木) 13:30～16:30	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館9階 第3会議室	60名	○
山形県	11月21日(水) 13:30～16:30	山形市平久保100 山形ビックウイング4階 第1・2研修室	100名	○
福島県	11月13日(火) 13:30～16:30	福島県郡山市日和田町高倉字下中道116番地 福島県農業総合センター1階 多目的ホール	130名	○
茨城県	11月21日(水) 13:30～16:30	水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル 茨城県開発公社3階大会議室	100名	
東京都	11月5日(月) 13:30～16:30	東京都江東区有明3-6-11 TFTビル東館 9階 研修室905・906・907	300名	
	11月7日(水) 13:30～16:30		300名	
	11月9日(金) 13:30～16:30		300名	
神奈川県	11月13日(火) 13:30～16:30	横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜 2階 おしどり・くじやく	250名	
	11月20日(火) 13:30～16:30		250名	
新潟県	11月27日(火) 13:30～16:30	新潟市中央区新光町4-1 新潟県自治会館 本館1階 講堂	150名	
山梨県	11月30日(金) 13:30～16:30	甲府市相生2-2-17 甲府商工会議所 5階 多目的ホール	150名	
富山県	11月15日(木) 13:30～16:30	富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま 4階 珊瑚の間	100名	
石川県	11月16日(金) 13:30～16:30	金沢市鞍月2-1 石川県地場産業振興センター本館3階第5研修室	100名	
静岡県	11月19日(月) 13:30～16:30	静岡市駿河区池田79-4 グランシップ6階交流ホール	150名	
愛知県	11月6日(火) 13:30～16:30	名古屋市熱田区熱田西町1-1名古屋国際会議場1号館4階レセプションホール	300名	
福井県	11月6日(火) 13:30～16:30	福井市手寄1-4-1 アオッサ6階福井市地域交流プラザ601号室BC	60名	
大阪府	11月8日(木) 13:30～16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12ホテルアウィーナ大阪4階金剛の間	300名	
	11月16日(金) 13:30～16:30		300名	
兵庫県	11月29日(木) 13:30～16:30	兵庫県姫路市総社本町112姫路市市民会館3階中ホール	200名	○
和歌山県	11月22日(木) 13:30～16:30	和歌山市西汀丁36和歌山商工会議所4階特別会議室	60名	
鳥取県	11月14日(水) 13:30～16:30	鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)5階 講義室	100名	
島根県	11月15日(木) 13:30～16:30	松江市朝日町418-18 松江勤労者総合福祉センター(松江テルサ)4階 大会議室	100名	
愛媛県	11月29日(木) 13:30～16:30	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛 1階 テクノホール	150名	○
高知県	11月22日(木) 13:30～16:30	高知市布師田3992-2 高知ちばさんセンター 2階 研修室1	100名	○
福岡県	11月13日(火) 13:30～16:00	北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館 9階 北九州商工会議所大ホール	150名	
佐賀県	11月15日(木) 13:30～16:00	佐賀市城内1-5-14 佐賀県自治会館 4階 大会議室	70名	
熊本県	11月6日(火) 13:30～16:00	熊本市中央区手取本町8-9 テトリアくまもとビル 9階 くまもと県民交流館会議室1	80名	
宮崎県	11月9日(金) 13:30～16:00	宮崎市高千穂通1-1-33 宮日会館 10階 第1・第2会議室	70名	

(注) 申込可能人数は、会場の収容数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

(別紙)

平成24年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について

(中小企業庁主催)

開催地	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
北海道	11月21日(水) 13:30～16:30	札幌市中央区北4条西6丁目ホテルポルスター札幌2階 「ポルスターホール」	300名	○ 〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 北海道経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 011(709)1783 FAX 011(709)1786 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.hkd.meti.go.jp/
青森県	11月7日(水) 13:00～16:00	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館アスパム 4階 「十和田」	120名	○ 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 東北経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 022(221)4922 FAX 022(215)9463 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.tohoku.meti.go.jp/
岩手県	11月14日(水) 13:00～16:00	岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アイーナ岩手県民情報交流センター 会議室「803」	120名	○
宮城県	11月20日(火) 13:30～16:30	宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台 第1・第2フォレストホール	200名	○
栃木県	11月29日(木) 13:30～17:00	宇都宮市本町1-8 栃木県総合文化センター 第1会議室	130名	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館 関東経済産業局産業部中小企業課下請代金検査官室 TEL 048(600)0325 FAX 048(601)1294 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.kanto.meti.go.jp/
群馬県	11月20日(火) 13:30～17:00	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ 9階「つつじ」	120名	
埼玉県	11月27日(火) 13:30～17:00	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター 2階 大ホール	250名	
千葉県	11月8日(木) 13:30～17:00	千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター 2階 大ホール	250名	
東京都	11月2日(金) 13:30～17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第1会議室	250名	
	11月12日(月) 13:30～17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第1会議室	250名	
	11月16日(金) 13:30～17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第1会議室	250名	
	11月16日(金) 13:30～17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第1会議室	250名	
長野県	11月22日(木) 13:30～17:00	長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル 12階 B会議室	110名	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局産業部中小企業課 TEL 052(951)2748 FAX 052(951)9800 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.chubu.meti.go.jp/
岐阜県	11月13日(火) 13:30～16:30	岐阜市鶴舞町2-6-7 社団法人岐阜県勤労福祉センター	100名	
愛知県	11月22日(木) 13:30～16:30	名古屋市中区熱田熱田西町1-1 名古屋国際会議場1号館 4階 「レセプションホール」	300名	
三重県	11月29日(木) 13:30～16:30	津市新町1-6-28 プラザ洞津 2階 「高砂の間」	100名	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿経済産業局産業部中小企業課下請取引適正化推進室 TEL 06(6966)6037 FAX 06(6966)6083 ※詳細は当局的ホームページをご覧ください。 http://www.kansai.meti.go.jp/
滋賀県	11月14日(水) 13:30～16:30	大津市京町4-1-1 滋賀県庁東館 7階 大会議室	120名	
京都府	11月19日(月) 13:30～16:30	京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676-13 メルパルク京都 5階 会議室A	240名	
大阪府	11月2日(金) 13:30～16:30	大阪市住之江区南港北1-7-50 ホテルコスモスクエア国際交流センター 講堂	340名	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 中国経済産業局産業部中小企業課 TEL 082(224)5661 FAX 082(224)5643 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.chugoku.meti.go.jp/
	11月26日(月) 13:30～16:30	大阪市住之江区南港北1-7-50 ホテルコスモスクエア国際交流センター 講堂	340名	
奈良県	11月9日(金) 13:30～16:30	奈良市池之町3 地方職員共済組合 猿沢荘 会議室「わかくさ」	75名	
岡山県	11月22日(木) 13:30～16:30	岡山市北区下石井2-6-41 ビューアリティまきび 「孔雀の間」	200名	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 四国経済産業局産業部中小企業課 TEL 087(811)8529 FAX 087(811)8558 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.shikoku.meti.go.jp/
広島県	11月16日(金) 13:30～16:30	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第1号館附属棟 2階大会議室	200名	
山口県	11月21日(水) 13:30～16:30	山口市大手町2-18 山口県教育会館第1大会議室	150名	
徳島県	11月29日(木) 13:30～16:30	徳島市山城町東浜傍1 アスティとくしま 第2特別会議室	130名	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 九州経済産業局産業部中小企業課 TEL 092(482)5450 FAX 092(482)5393 ※当局的ホームページからお申し込みください。 http://www.kyushu.meti.go.jp/
香川県	11月14日(水) 13:30～16:30	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 低層棟2階 「アイホール」	100名	
福岡県	11月21日(水) 13:30～16:30	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 3階 共用大会議室	150名	
	11月22日(木) 13:30～16:30	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 3階 共用大会議室	150名	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 沖縄総合事務局経済産業部中小企業課 TEL 098(866)1755 FAX 098(866)3710
長崎県	11月16日(金) 13:30～16:30	長崎市桜町9-6 長崎県勤労福祉会館 4階 第2第3中会議室	100名	
大分県	11月30日(金) 13:30～16:30	大分市府内町1-5-38 コンパルホール 多目的ホール	100名	
鹿児島県	11月27日(火) 13:30～16:30	鹿児島市山下町14-50かごしま県民交流センター大研修室第1	100名	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 沖縄総合事務局経済産業部中小企業課 TEL 098(866)1755 FAX 098(866)3710
沖縄県	11月9日(金) 13:30～16:30	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館2階 大会議室	100名	

(注) 申込可能人数は、会場の収容人数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

第52回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

1. 目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

また、今回は『平成24年下期交通事故防止緊急特別対策』における重点対策項目の「追突事故の防止」、「トレーラ事故の防止」及び「交差点の事故防止」の徹底を図ることとし、下記実施事項に取り組む。

2. 運動期間

平成24年11月16日（金）から平成25年1月10日（木）まで

3. 主催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

4. 後援

国土交通省、警察庁

5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。なお、(1)～(6)を重点項目とする。

(1) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

(2) 飲酒運転の根絶

運行管理者は、酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する徹底した指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳格な点呼の実施を徹底する。

万一、アルコールが微量でも検知された場合は、絶対に乗務させない。

(3) 過労運転防止の徹底

運行管理者は、繁忙期にありがちな無理な運行計画を避け、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や計画及び乗車割りの作成を行い、運転者の過労運転防止に努める。

(4) 過積載防止の徹底

「当社は過積載を絶対にさせない」という方針を改めて徹底させ、万一、荷主サイドから過積載となるような輸送を依頼された場合は、法令や危険性を十分に説明し、理解と協

力を求める。

また、運行管理者及び運転者は、常に、積載品、積載重量、積載方法等を確認し、過積載とならないよう徹底する。

(5) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

(6) 車両の安全性確保

経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

(7) エコドライブの推進

燃料の使用量を削減し、CO₂及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であり、また、一層の事故防止を図る観点から、エコドライブを徹底させる。

(8) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(9) 安全意識の高揚

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常にやさしさと思いやりのある運転を心掛ける。

(10) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

(11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷重が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

＊

＊

「WEB版ヒヤリハット集」の公開について

全日本トラック協会では、ホームページにて「WEB版ヒヤリハット集」の公開を始めました。

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/about_hiyari.html

ドライバー教育の際などにお役立て下さい。

事務局からのお知らせ

兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について

下記により協会会長表彰を行いますので、候補者をご推薦下さるようお願い申し上げます。
なお、提出方法につきましては、表彰の種類を明記のうえ、所属支部にご提出ください。

記

1. 該当者 平素から業界発展のため尽くされた方。
長年にわたり運送業務に精励し、その功績が顕著な方。
2. 提出書類 ① 功績調書（様式1）
② 履歴書（様式2）
③ その他参考となる資料
※①・②に関してはコピーしていただき、いずれの記入欄にも詳細明確に記入して下さい。記入枠が足りない場合は他の用紙に記入して下さい。
3. 提出期限 平成25年1月18日（金）
4. 表彰の種類及び推薦資格
 - (1)「感謝状」
 - ① トラック運送事業及び利用運送事業の役員として、15年以上若しくは事業歴30年以上（免許取得から30年以上）を有し、その業務に精励し、当該事業並びに業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。
 - ② 本会または本会支部の役員並びに本会部会等の所属員として15年以上その業務に精励、業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。
※年数及び年齢の計算起点は、平成25年5月1日とします。
(注) 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。
 - (2)「表彰状」
 - イ. 危険を省みず職責を遂行し、または重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な方。
 - ロ. 有益な発明・考案・改良または研究を行い、運送事業に著しく貢献した方。
 - 中間管理者 ① イまたはロに該当する現在中間管理職の方。
② 中間管理者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
 - その他の従業員 ① イまたはロに該当する現在従業員の方。
② 従業員として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
 - 運 転 者 ① イまたはロに該当する現在運転者の方。
② 運転者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な方。
(注) 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。
 - 本会または本会支部の職員
本会または本会支部の職員として、15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な方。
※年数及び年齢の計算起点は、平成25年3月1日とします。

兵ト協会長表彰
(様式 1)

功 績 調 書

※次の表彰の種類いずれかに○して下さい。

【1 感謝状、2 中間管理者、3 その他の従業員、4 運転者、5 職員】

支 部 名

㊞

1. 事業所の住所 名 称 代 表 者 氏 名	
2. 被表彰候補者の 役 職 ・ 氏 名 生 年 月 日	
3. 推 せ ん 順 位	
4. 推 せ ん 理 由	
5. 賞罰、勤務成績素行 等参考となる事項	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

兵ト協会長表彰
(様式 2)

履 歴 書

本 籍	
現 住 所	
ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	
学 歴 (最 終 学 歴)	
資 格 (各 種 免 許 事 項)	
職 歴	
そ の 他	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

(作成者氏名) _____ (連絡先) _____

※所属支部へご提出下さい。

平成24年度 ASV 装置導入促進助成金について

兵ト協の行う標記助成金については、現在、国が同様の補助事業を行っておりますので、国の補助金を受ける場合は本助成の対象となりません。従って、兵ト協では、国が補助を締め切った後、助成金の申請を受付する予定で進めております。

全ト協からの情報によりますと、国交省の平成24年度ASV装置導入補助金の交付決定額が予算額を大きく下回っているとのことですので、**ASV装置導入の際はできるだけ国の方に補助金の申請をいただくよう**お願い致します。

詳しくは下記のHPをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_24.html

対 象 装 置

平成24年 4 月23日現在

衝突被害軽減ブレーキ

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	衝突被害軽減ブレーキ
日野自動車(株)	プリクラッシュセーフティ
三菱ふそうトラック・バス(株)	AMB
UDトラックス(株)	トラフィックアイブレーキ

ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	運転集中度モニター
日野自動車(株)	車線逸脱警報装置
三菱ふそうトラック・バス(株)	MDAS-Ⅲ（運転注意力モニター）

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	IESC
日野自動車(株)	VSC
三菱ふそうトラック・バス(株)	ESP
UDトラックス(株)	UDSC
UDトラックス(株) ボルボ・トラック	VSP

(注1) 三菱ふそうトラック・バス(株)のMDAS-Ⅲは、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置の両方の定義を満たしていますが、助成にあたっては一つの装置とみなします。

交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を挙行

9月28日、神戸市中央区の生田神社において第12回兵庫県トラック協会交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を厳かに執り行いました。

秋晴れの中、本殿において正・副会長をはじめ各支部長、交通対策委員長など60名が出席し、交通安全祈願祭を行いました。福永会長、出雲副会長が協会を代表して玉串を奉奠、出席者全員が二礼二拍手一礼し交通安全を祈願しました。

続いて神社会館で交通事故犠牲者慰霊祭を行い、福永会長が祭文を奏上し、「交通安全、事故防止は我々の義務であり、兵庫県トラック協会は業界をあげて『交通事故緊急特別キャンペーン』に取り組んでおり、交通事故防止に向け最大限の努力を傾注する」ことを諸霊に誓いました。

福永会長、各副会長、各支部長、交通対策委員長、出席者全員が玉串を奉奠し、交通事故の犠牲になられた諸霊の平安を祈念し斉了いたしました。



2012年度トラックの日イベントが開催されました

10月7日（日）、神戸ハーバーランドでトラックの日イベントとしてトラッ君スタンプラリー、ブースなどを展開し業界のPRを実施しました。

雲一つない秋晴れの中、ラジオ放送、新聞広告等で募集した一般市民の方々600名が、大河ドラマの主人公「平清盛」ゆかりの史跡を巡るウォークラリーに参加し、楽しい1日を過ごしました。また、支部、天狼会によるチャリティーブースをはじめ、白バイとの記念撮影、県警音楽隊による演奏、大阪ガスによるCNGトラック展示などを通じ多くの方々へPRを行いました。

ゴール後のアトラクションではトラック輸送の重要性をPRし、当業界に対する理解を深めていただきました。

ご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。ご苦勞様でした。



PRブースの「チャリティーコーナー」での収益の合計92,792円を交通遺児の募金に寄付しましたのでご報告いたします。内訳は下記の通り

『フリーマーケット』	42,287円
明石支部	21,950円
女性経営者部会『天狼会』	28,555円

第17回全国トラック運送事業者大会に参加

10月18日、静岡県浜松市のアクトシティ浜松で、第17回全国トラック運送事業者大会が開催され、全国のトラック運送事業者約1500人が参加し、当協会からも福永会長を始め32人が出席しました。

分科会では、第一分科会「トラック業界の安全対策の構築について」、第二分科会「トラック業界の経営基盤の強化について」2つのテーマでそれぞれ活発な議論がされました。

記念講演では、「経営雑感」をテーマにスズキ株式会社代表取締役会長兼社長の鈴木修氏が経営への取り組みについて講演されました。

大会最後の全体会議は、各分科会での討議結果について報告されました。その後、8項目の大会決議を満場一致で採択し、また経営危機突破並びにトラックによる交通事故防止に向けたガンバローコールを参加者全員で行い、業界一丸となって難局を突破していくことを誓いました。

大会決議

- 一、事業規制の再評価を行い必要な見直しの促進
- 一、車両の効率運用、原価管理を徹底し、適正運賃収受に向けて
荷主との公正取引の実現
- 一、軽油の安定確保と高騰対策の推進及び燃料サーチャージ制の導入促進
- 一、自動車関係諸税の簡素化、軽減の実現及び高速道路料金の引き下げ
- 一、交通・労災事故撲滅運動及び環境・省エネ対策の積極的な推進
- 一、適正化事業の推進による法令遵守の徹底と輸送秩序の確立
- 一、事業後継者の育成と少子高齢化に対応した労働力の確保対策の推進
- 一、大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立



平成24年度陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

陸上貨物運送事業における労働災害の発生状況をみると、死亡者数については、平成21年には122人と過去最少となったものの、平成22年には154人、平成23年は129人となり、本年は、1～8月の速報値で、対前年比31.9%の大幅増加となっている。

一方、死傷者数は、平成21年には12,794人と初めて1万3千人を下回ったものの、平成22年は13,040人、平成23年は、13,543人と2年連続で増加した。平成24年においても、1～8月の速報値では、対前年比6.7%の増加となっており、3年連続での増加が懸念される状況にある。

このような陸運業の労働災害の増加傾向を踏まえ、本年8月に厚生労働省労働基準局長から当協会会長あて、厚生労働省通達「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」(平成23年6月2日基発0602第13号)(以下「厚生労働省荷役通達」という。)を踏まえ、荷主等と連携した荷役作業における安全対策の一層の推進についての要請があり、さらに、9月には厚生労働省安全衛生部長から「労働災害減少に向けた緊急要請」があったところである。

我々は、このような状況を緊急事態としてとらえ、本部、支部、会員事業者が一丸となって労働災害防止に取り組むことが急務である。

従来、陸運業界においては、年末・年始は、荷動きの増加、冬期における気象条件や交通事情等により特に作業環境が変化することに伴い、死亡・重大災害を含む労働災害が多発していることから、荷役災害防止、交通労働災害防止に総力をあげて取り組まなければならない。

このため、安全衛生活動等について総点検等を行い、安全衛生活動、安全衛生管理体制等の一層の充実を図るとともに、経営者と従業員が一致協力して企業・事業場における自主的な安全衛生活動であるヒヤリ・ハット活動、危険予知活動、リスクアセスメント等により職場のリスクを低減させ、安全度の高い職場の実現を目指すこととする。

以上を踏まえ、

「リスクアセスメントで作業マニュアル 実行します安全作業」

をスローガンに、この12月1日から来年1月31日までの2か月間を平成24年度年末・年始労働災害防止強調期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

平成24年12月1日(土)から平成25年1月31日(木)まで

3 スローガン

リスクアセスメントで作業マニュアル 実行します安全作業
(平成24年度安全衛生標語 荷役部門入選作品)

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の本部及び各都道府県支部

5 後 援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 主唱者の実施事項

(1) 本部の実施事項

- イ 支部が行う交通事故・労働災害防止大会等の開催、陸運災防指導員等による安全パトロール、個別指導・集団指導等の実施、安全研修会等の実施、陸運災防指導員会議等の開催、街頭宣伝活動等の広報活動の実施等について、支援・協力を行う。特に、死亡災害の発生水準が高い支部や労働災害の増加が懸念される支部等に対しては、本部・支部一体となった効果的な取組が行えるよう、必要な支援・指導を行う。
- ロ 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」の周知徹底に引き続き努める。
- ハ リスク低減の取組を推進するため、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動、リスクアセスメント、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（リクムス）等の周知・普及に努める。
- ニ 厚生労働省通達、同通達に関する厚生労働省の協力要請（平成24年8月3日基発0803第2号）及び厚生労働省の緊急要請（平成24年9月28日基安発09281第1号）の周知徹底を図る。
- ホ 「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」や「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」の周知・徹底に努める。
- ヘ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・徹底、また、高年齢自動車運転者に配慮した交通労働災害防止の研修会を開催する。
- ト 都道府県労働局、社団法人全日本トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- チ 広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ、メールマガジン等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- リ 安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

(2) 支部の実施事項

- 都道府県労働局・労働基準監督署、社団法人都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等の支援・協力を得て、次の取組を行う。
- イ 交通事故・労働災害防止大会等の開催、安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示、街頭宣伝活動等により安全意識の高揚を図る。また、広報誌、ホームページ等により労働災害の現状について周知するとともに、本運動の趣旨及び実施事項等の周知徹底を図る。
 - ロ 陸運災防指導員等による安全パトロール、個別指導・集団指導を実施するとともに、「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）、「安全衛生水準向上のためのチェックシート（安全度評価）」による安全衛生点検を実施する。
 - ハ 「職場の安全衛生自主点検表」の活用等により、「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」の周知及び遵守に努める。
 - ニ 厚生労働省荷役通達を踏まえ、荷主等との一層の連携を図るため、「安全作業連絡書」の周知・普及に努めるとともに、関係行政機関の協力も得ながら、荷主等に対し協力要

請を行う。

ホ 「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」や「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」の周知に努める。

ヘ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知と会員事業場における同ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進を図る。また、高年齢自動車運転者に配慮した交通労働災害防止についての研修会及び関係パンフレット等についても周知に努める。

ト リスク低減の取組を推進するため、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動、リスクアセスメント等に関する研修会の開催などにより、その周知・普及に努める。

8 会員事業場の実施事項

イ 経営トップは、陸運業の労働災害の現状を踏まえ、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。

ロ 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(別添参照)「安全衛生水準向上のためのチェックシート(安全度評価)」により職場の安全衛生点検を行う。

ハ ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動、リスクアセスメント等の実施並びに上記ロの安全衛生点検等を踏まえ、職場のリスク低減を図る。

ニ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行い、安全衛生意識の高揚を図る。

ホ 厚生労働省荷役通達を踏まえ、「安全作業連絡書」の活用、荷主等との連携の強化など荷主等との一層の連携に努める。

参考リーフレット等

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画(平成20年度～24年度)
- 陸運業の労働災害を防止しましょう～新しい「陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし」～
- 陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について(平成23年6月2日基発0602第13号厚生労働省労働基準局長通達のあらまし)
- 安全作業連絡書の活用を!
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう
～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
- 荷役作業を安全に
～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ
～ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法～
- 「安全衛生水準向上のためのチェックシート(安全度評価)」
(<http://www.rikusai.or.jp/public/kinkyu/201209/kanrisuijun.pdf>)
「リスクアセスメントで作業マニュアル実行します安全作業」というスローガンによる安全ポスター(No.63)を新たに作成し、1部200円(送料別)で頒布する予定です。詳しくは、当協会のホームページを御覧ください。

別添

職場の安全衛生自主点検表

平成24年 5 月改正

事業場名		従業員数	人
点検年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「陸運労働災害防止規程」（略称「災防規程」。平成23年10月改正）の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

なお、最近災害の多い荷役作業における墜落・転落等を防止するためのチェックも別表で行いましょう。

点 検 項 目			
1 基本的な取組（リスクの低減）			
C01	安全衛生方針の表明（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	☐ している	☐ していない
C02	安全衛生目標の設定（同上）	☐ している	☐ していない
C03	安全衛生計画の作成（同上）※計画の実施、評価、改善を含む	☐ している	☐ していない
C04	危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の実施	☐ している	☐ していない
C04	リスクアセスメントの実施（規模49人以下）	☐ している	☐ していない
C05	安全衛生管理規程の作成	☐ している	☐ していない
2 安全衛生管理体制			
C06	総括安全衛生管理者の選任（規模100人以上）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
C07	安全管理者の選任（規模50人以上、選任時研修修了者）	☐ している	☐ していない
C08	衛生管理者の選任（規模50人以上）	☐ している	☐ していない
C09	産業医の選任（規模50人以上）	☐ している	☐ していない
C10	安全管理者、衛生管理者の作業場等の巡視	☐ している	☐ していない
C11	安全衛生委員会を設置しているか（※開催月1回以上必要）	☐ している	☐ していない
（事業規模49人以下）			
C06	安全衛生推進者の選任（規模10人以上49人以下）	☐ している	☐ していない
C07	安全衛生推進者の作業場等の巡視	☐ している	☐ していない
C08	安全衛生懇談会など従業員との話し合いの場がある（毎月開催）	☐ している	☐ していない
3 安全衛生教育の実施状況			
C12	雇入れ時の教育	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
C13	作業内容変更時の教育	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
C14	日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	☐ している	☐ していない
C15	能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
C15	能力向上の教育（安全衛生推進者等の定期教育等）（規模49人以下）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
C16	事故発生者に対する教育	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
C17	運転適性診断	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
C18	腰痛予防のための管理者教育・作業従事者教育（規模49人以下）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし

4 健康管理		
C19 雇入れ時の健康診断	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C20 定期健康診断（年1回）	☐ している ☐ していない	
C21 深夜業従事者に対する健康診断（年2回）	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C22 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） 休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間	☐ 月45時間以内 ☐ 月45時間超～80時間 ☐ 月80時間超～100時間 ☐ 月100時間超	
C23 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
5 荷役運搬作業の安全対策の基本的な取組		
C24 作業計画の作成	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C25 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C26 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上）	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C27 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C28 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい。） ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C29 定期自主検査（同上） ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C30 危険作業従事資格者の配置（同上） ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業 エ 玉掛け作業 オ その他	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C31 保護帽・安全靴の使用	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
6 交通労働災害防止対策		
(1) 交通労働災害防止のための管理体制		
C32 運行管理者の選任	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C33 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
(2) 適正な労働時間		
C34 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出（C35～C39の改善基準告示等の遵守）	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C35 1か月の拘束時間（293時間以内）	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C36 1日の拘束時間（13時間以内）	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C37 休息期間（8時間以上）	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C38 1日の運転時間（9時間以内）	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C39 連続運転時間（4時間以内）	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
(3) 走行管理等		
C40 走行計画の作成及び指示	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C41 走行経路の決定	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C42 乗務記録に基づく適正な走行管理	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C43 点呼の実施	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C44 ①乗務前点呼（疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況）	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C45 ②乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C46 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等による把握	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C47 車両等の点検・整備	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C48 異常気象時の措置	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C49 荷の適正な積載	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
C50 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい） ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示 エ 表彰 オ その他	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	

職場の安全衛生自主点検表の解説

1 基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

チェック項目のC01～C05は、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるPDCAサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということができません。

C01～C03は、必ずしも法令の義務づけはありませんが、総括安全衛生管理者、安全管理者の職務として規定されています。C04は法令の努力義務とされています。C05はC01～C04を円滑に運営するために必要なものです。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第10条の2に記載されています。
・ リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）
・ こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第4条～7条、10条

安全衛生推進者は、安全衛生推進者養成講習修了者等一定の資格が必要です。（事業規模49人以下）

- （参考資料等） ・ 災防規程：第7条

3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重1トン以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

5 または 6 で記載している教育は除いています。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第11条～12条、16条

4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第79条、82条

5 荷役運搬作業の安全対策の基本的な取組

法令及び災防規程のうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第23～25条、30～31条、33～34条、48条、53条、56条、63条
・ フォークリフトの安全Q&A50（陸災防図書 平成24年3月）
・ 厚生労働省通達「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（平成23年6月2日基発0602第13号）

6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成20年4月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第71条
・ 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書 平成24年3月）

別表

墜落・転落災害、腰痛症の防止のためのチェックリスト

点 検 項 目		
I 荷役作業における労働災害防止対策の推進		
1 荷台からの墜落・転落防止		
C01 平荷台上での作業や荷の上の移動は可能な限り回避	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
C02 平荷台上作業での、墜落防止用の作業床の設置、安全な昇降設備の設置	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
C03 墜落時保護用の保護帽、耐滑性のある靴の使用	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
2 荷主等との連携協力（荷主先等での作業）		
C04 荷主等との連携協力による「作業連絡書」の作成	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
C05 リスクアセスメントの実施、墜落災害防止用の設備面での対策	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
C06 適切な作業計画、作業手順書の作成等によるリスク低減	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
II 腰痛予防対策の推進（「腰痛予防対策指針」に基づく対策の推進）		
1 重量物取扱い作業		
C07 自動装置、台車の使用などによる自動化・省力化	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
C08 重量物の取扱い重量は、体重の40%以下（女子は男子の60%）	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
C09 取り扱う荷物はかさばらないようにし、取っ手を付けるなど荷姿の改善	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
C10 以下の作業姿勢、動作についての留意 ・できるだけ身体を対象物に近付け、重心を低くする姿勢を取る。 ・荷物の持ち上げは、腰を下ろして荷物を抱え、膝を伸ばして立ち上がる。 ・荷物を持った場合、背を伸ばした状態で腰部のひねりが少なくなるように。	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
C11 取り扱う物の重量や頻度などに応じた適度な小休止・休息	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
C12 必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等の使用。	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
2 長時間の車両運転の作業		
C13 座席の改善、クッション使用などによる、振動の減少	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない
C14 小休止・休息時に、車両から降りての背伸びなどの軽い運動の実施	☐ している	☐ していない ☐ 該当しない

<解 説>

1 荷台からの墜落・転落防止

資料：「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」（リーフレット）
「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」（リーフレット）

2 荷主等との連携協力（荷主先等での作業）

資料：「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（平成23年6月2日基発0602第13号厚生労働省労働基準局長通達のあらまし）」（リーフレット）

陸運業の労働災害増加に厚生労働省から緊急要請！

～ 墜落・転落災害、交通労災、腰痛症の防止を ～



陸上貨物運送事業労働災害防止協会

陸運業における労働災害による死傷者数は、平成 22 年、23 年の 2 年連続で増加し、平成 24 年 8 月末までに発生した労働災害は前年同期に比べ 6.7% の増加となっています。このため、厚生労働省から当協会あて一層の労働災害防止の取組の緊急要請がありました。以下のことを実施し取組の強化を図りましょう。

I 安全管理体制の充実、安全衛生水準向上のための点検の実施

1 「職場の安全衛生自主点検表」による点検の実施

陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものとして、「職場の安全衛生自主点検表」があります。

この自主点検表で、自社の問題点をチェックし改善を図りましょう。

なお、この自主点検表には、「墜落・転落災害、腰痛症の防止のためのチェックリスト」が含まれていますので、併せて実施するようにしましょう。

※「職場の安全衛生自主点検表」は、陸災防ホームページ(<http://www.rikusai.or.jp/index.htm>)の「緊急対策」関係のボタンをクリックしたページから入手できます。

2 「安全衛生水準向上のためのチェックシート（安全度評価）」による点検の実施

このチェックシートは、陸運事業場の安全衛生水準の向上を目的として当協会が実施している特定事業場制度において、事業場の安全度を評価するものとして作成されたものです。自社の安全衛生水準が点数で示されますので、現在どのレベルかの把握ができ、またどこを改善したら安全衛生水準の向上を図ることができるかが容易にわかるものです。

このチェックシートで自社の安全度評価を行いましょう。

※「安全衛生水準向上のためのチェックシート」も上記と同様に当協会ホームページから入手できます。

II 高年齢自動車運転者に配慮した交通労働災害防止研修会への参加（厚生労働省委託事業）

1 研修会への参加

陸運業においては労働災害による被災者の約 8 割は貨物自動車運転者です。

当協会では、厚生労働省の委託事業として、高年齢になっても安全・健康に働くことができるよう「高年齢者に配慮した交通労働災害防止の手引き」を取りまとめました。

この手引きでは、加齢にともなう目や筋力などの機能の変化にどのように対応したら安全健康に働くことができるかを示しています。交通労働災害防止だけでなく、荷役作業時の転倒・腰痛防止等も含んだ内容となっています。この手引書についての研修会を別紙（次頁）のとおり開催しますので積極的な参加をお願いします。

2 自動車運転者等への安全衛生教育の実施

手引書を活用した従業員への安全衛生教育などを実施しましょう。

※「高年齢者に配慮した交通労働災害防止の手引き」も上記と同様に当協会ホームページから入手できます。

(別紙)

【研修会開催のご案内】

高年齢自動車運転者に配慮した交通労働災害防止



高年齢の自動車運転者の割合が増加しており、これらの運転者にいかに安全・健康に運転や荷役等の作業に従事してもらうかが大きな課題となってきました。豊富な経験、高い技術・技能、判断力を持った高年齢自動車運転者は、企業にとってかけがえのない戦力です。

このほど、陸災防では、厚生労働省の委託を受け、企業としてどのようにしたら高年齢自動車運転者に安全・健康に働いてもらうことができるか、また高年齢自動車運転者自身もどのようにしたら安全・健康に働くことができるかを示した冊子を取りまとめました。

下記により、この冊子をもとにした研修会を開催いたしますので、是非ご参加いただきたくご案内申し上げます。申し込みは、必要事項を記入し、本紙をファックスで、陸災防本部にお送りください。定員は50人（京都会場は100人）です。参加費（資料を含む）は無料です。

記

1 開催月日・場所

会場名	開催場所	開催月日
札幌	札幌コンベンションセンター（札幌市白石区東札幌 6条1丁目1-1）	平成25年1月22日（火）
旭川	旭川地区トラック研修センター（旭川市流通団地 2条4丁目）	平成25年1月23日（水）
岩手	岩手県トラック協会（紫波郡矢巾町流通センター南 2-9-1）	平成24年11月14日（水）
仙台	宮城県トラック研修センター（仙台市若林区卸町 5-8-3）	平成24年10月17日（水）
宇都宮	栃木県トラック総合会館（宇都宮市八千代 1-5-12）	平成25年1月29日（火）
さいたま	埼玉県トラック総合会館（さいたま市大宮区北袋町 1-299-3）	平成24年11月29日（木）
東京	東京都トラック総合会館（新宿区四谷 3-1-8）	平成24年12月12日（水）
横浜	神奈川県トラック総合会館（横浜市港北区新横浜 2-11-1）	平成24年11月26日（月）
新潟	新潟県トラック総合会館（新潟市中央区新光町 6-4）	平成25年1月30日（水）
金沢	石川県トラック会館（金沢市栗崎町 4-84-10）	平成24年10月31日（水）
名古屋	愛知県トラック会館（名古屋市瑞穂区新開町 12-6）	平成25年2月19日（火）
京都	新・都ホテル（京都市南区西九条院町 17）	平成25年2月5日（火）
広島	広島県トラック総合会館（広島市東区光町 2-1-18）	平成24年11月27日（火）
高松	高松テルサ（高松市屋島西町 2366-1）	平成24年11月28日（水）
福岡	福岡県トラック総合会館（福岡市博多区博多駅東 1-18-8）	平成24年11月29日（木）
那覇	九州沖縄トラック研修会館（那覇市港町 2-5-23）	平成24年10月24日（水）

2 研修内容（13:30 開始、15:30 終了）

①開催地の労働局担当官ご挨拶（予定） ②高年齢者に配慮した交通労働災害防止のすすめ方 ③労働災害としての過労死を防止するための基礎知識 ④質疑応答

3 参加申込

参加申込は、申込書に所定の事項を記入の上、陸災防本部（FAX : 03-3453-7561）まで

申 込 書

フリガナ 氏 名		
所 属 事業場	事業場名	
	所在地	〒
	担当者	電話 ()
希望する 会場に○印	札幌・旭川・岩手・仙台・宇都宮・さいたま・東京・横浜・新潟・金沢・名古屋・京都・広島・高松・福岡・那覇	

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成24年 9 月末現在）

（単位：円／リットル）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本	101.90	103.38	121.00	112.83
出 光	101.65	108.53	108.69	114.50
J エ ナ ジ ー	100.90			
コ ス モ	100.65	104.88	106.50	113.50
昭 和 シ ェ ル	102.00			105.00
モ ー ビ ル	99.87		112.00	
エ ッ ソ	103.80	103.00		114.00
そ の 他	101.94	102.03	107.71	110.50
総 計	101.70	103.83	111.74	111.96
24 ／ 8	全国平均	調査なし	105.96	106.46
	近畿平均		104.30	102.83

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／リットル）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成23年10月	97.47	100.19	108.98	108.47
平成23年11月	96.40	99.26	106.54	107.57
平成23年12月	100.42	101.34	108.06	107.26
平成24年 1 月	100.61	101.83	109.32	108.53
平成24年 2 月	100.18	103.39	110.08	110.32
平成24年 3 月	103.11	103.91	110.52	110.72
平成24年 4 月	111.12	112.22	119.45	117.59
平成24年 5 月	109.40	113.49	120.24	117.83
平成24年 6 月	104.07	108.91	116.37	112.34
平成24年 7 月	98.02	102.11	110.08	108.79
平成24年 8 月	94.92	98.58	105.67	102.51
平成24年 9 月	99.03	101.12	106.52	105.19
平成24年10月	101.70	103.83	111.74	111.96
年 間 平 均	101.26	103.86	111.04	109.93

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
24.10.2	東播	一般利用	(株)ト キ ワ	奥 山 和 正	〒675-1311 小野市万勝寺町268番地132 TEL 0794-67-9111 FAX 0794-67-9112

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
24.10.4	東部	一般	(株)ア イ ワ 運 輸	荒 木 洋 子
10.22	兵庫	一般利用	(株)ケ イ ケ イ ユ ー	石 黒 靖 方

変 更 届

届出年月日	会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
24.9.26	28	合 併	関 西 物 流(株)	倉 敷 運 輸(株)
9.27	174	代表者	(株)玉 野 運 送 玉 野 邦 博	玉 野 和 成
10.1	173	譲渡譲受	(株)ダ イ ワ	(株)大 ^{やま} と ^と 和
10.4	83	名 称	郵 便 事 業(株)	日 本 郵 便(株)
10.5	78	代表者	齊 藤 運 輸(株) 齊 藤 友 治	齊 藤 憲 明
10.5	182	代表者 (2名)	(株)丸 鹿 名 定 勝	名 定 勝 (会長) 名 定 健 一 (社長)
10.9	137	名 称	ヨコモリエビスヤ運輸(株)	ヨ コ モ リ 運 輸(株)
10.12	91	代表者	(株)イ ノ ウ エ 井 上 晃	井 上 吾 郎



よろこび ご受賞おめでとうございます。

功労者大臣表彰

24.10.26	平成24年度自動車関係 功 労 者 大 臣 表 彰	森 川 武 夫 氏（株式会社共栄運送）
----------	------------------------------	---------------------



森川武夫氏

運転者永年勤続近畿運輸局長表彰

24.10. 5	平成24年度道路運送事業等 運転者永年勤続近畿運輸局長表彰	阿 部 直 樹 氏（富士運輸株式会社）
		木 田 寛 氏（富士運輸株式会社）
		河 野 智 一 氏（愛知車輛興業株式会社）
		常 田 武 俊 氏（兵庫トランスポート株式会社）
		松 下 宏 氏（愛知車輛興業株式会社）
		宮 藤 弘 幸 氏（兵庫トランスポート株式会社）
		矢 野 賢 二 氏（大同通運株式会社）



後列左

河野智一氏

後列右二人目 後列右

宮藤弘幸氏 常田武俊氏

前列右三人目

松下 宏氏

兵ト協からのお知らせ

引越し業務の募集について

(社)兵庫県トラック協会では、兵庫県トラック総合会館（仮称）の仮竣工に合わせ、事務局の新会館への引っ越しを予定しており、この引越し業務を行って頂く会員の方を募集しています。

引っ越しは12月1日（土）～2日（日）に予定していますが、詳しくはホームページをご覧ください。（<http://www.hyotokyo.or.jp/>）

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

- 兵庫県内の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募期間

平成24年9月1日（土）～平成25年8月31日（土）必着。

■応募方法

- 会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。
- 撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

- 応募作品は未発表のものに限ります。
- 採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- 採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

■採用者

（社）兵庫県トラック協会

■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
社団法人兵庫県トラック協会 総務部 行
E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
10・1	平成 24 年度(第 63 回)全国労働衛生週間		11・5	整備管理者選任後研修	兵庫 庫 県 館
2	正・副会長会議	兵 ト 協	6	トラック追突事故防止セミナー	神商ホール
5	平成 24 年度運転者永年勤続局長表彰式	運 輸 局	6	兵ト協 常任理事会・理事会合同会議	神 戸 市 館
	平成 24 年度兵庫労働安全衛生大会	あ ま し ん アルカイトホール	7	近ト協 幹事会	大 ト 協
7	トラックの日のイベント	ハーバーランド 高 浜 岸 壁		近畿地区物流政策懇談会幹事会	大 ト 協
10	神戸マラソン実行委員会	兵 庫 県 民 館	8	第 48 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会	神 戸 市 立 六 甲 道 動 労 市 民 セ ン タ ー
	自動車関係団体連絡会	自動車会館	9	全港湾阪神支部安全衛生員会定期総会	勤 労 会 館
	全国物流青年経営者中央研修会幹事会議	全 ト 協		全国物流青年経営者中央研修会中部ブロック大会	四 日 市 館
11	適正化事業指導員全国研修「特別研修」	全 ト 協	10	フォークリフト運転技能講習(学科)	神 戸 港 湾 教 育 訓 練 協 会
	グリーン経営講習会	アランヴェール ホ テ ル 京 都		全国物流青年経営者中央研修会中国ブロック大会	岡 プラザホテル
	TS 全国管理人・実務担当者会議	道 や す ら ぎ 荘 4F	11	フォークリフト運転技能講習(実技 1 日目)	神 戸 港 湾 教 育 訓 練 協 会
	取扱部会「正副部会長・監事」会議	華 神 戸 市 中 央 区	12	苦情対応小委員会	神 戸 市 立 六 甲 道 動 労 市 民 セ ン タ ー
12	平成 25 年新春名刺交換会打合せ	兵 ト 協	13	施設見学研修会	神 戸 製 鋼 所 加 古 川 製 鉄 所 他
15	KTS 正副会長会議	クランヴィア 和 歌 山		宝塚 SA 及び宝塚北 IC 利活用等地域活性化推進協議会	宝 塚 市 役 所 3 階 特 別 会 議 室
16	三木会	兵庫陸運部	14	引越管理者講習	大 阪 南 港 ATCOs 機 南 館 6 F
	兵ト協 総務委員会	兵 ト 協		適正化事業集合指導	西 部 研 修 セ ン タ ー 小 会 議 室
	適正化啓発小委員会	神 戸 市 立 六 甲 道 動 労 市 民 セ ン タ ー 5 階 第 2 会 議 室		第 21 回暴力団追放兵庫県民大会	神 戸 文 化 ホ ー ル
17	はい作業主任者技能講習(1 日目)	兵 ト 協 西 部 研 修 セ ン タ ー	15	引越講習	大 阪 南 港 ATCOs 機 南 館 6 F
	大阪湾播磨灘排出油防除協議会訓練	新 港 突 堤	16	第 52 回正しい運転・明るい輸送運動	
18	はい作業主任者技能講習(2 日目)	兵 ト 協 西 部 研 修 セ ン タ ー	17	フォークリフト運転技能講習(実技 2 日目)	神 戸 港 湾 教 育 訓 練 協 会
	第 17 回全国トラック運送事業者大会	浜 松 市	18	フォークリフト運転技能講習(実技 3 日目)	神 戸 港 湾 教 育 訓 練 協 会
19	神戸運輸監理部「安全防災講習会」	神 戸 海 洋 博 物 館	20	第 6 回サロンセミナー	ホ テ ル グ ラ ン ヴ ィ ア 大 阪 20 階
	西神戸支部合同研修会	エスタシオン・デ・神		全国物流青年経営者中央研修会幹事会議	全 ト 協
22	神戸マラソン実行委員会第 2 回総会	兵庫県公館		物流セミナー	ANA クラウン プラザホテル神戸
	陸災防近畿ブロック事務局連絡会議	兵 ト 協	21	整備管理者選任後研修	姫 路 市 勤 労 市 民 会 館
	食品部会「正副部会長会議」	神 戸 市 勤 労 会 館 7 F 7 0 2 号	22	環境と物流を考えるフォーラム	神 戸 海 洋 博 物 館
23	第 50 回兵庫県高圧ガス大会	兵庫県公館		全ト協・重量部会全国実務担当者研修会	全 ト 協
	整備管理者選任後研修	兵 庫 県 館	26	グリーン物流セミナー	大 阪 合 同 庁 舎 第 1 号 館
26	優良自動車運送事業者表彰式	ホ テ ル プ リ ム ロ ー ズ 大 阪	28	近畿運輸局新局長・関連団体長懇談会	兵 庫 県 自 動 車 会 館
	第 22 回五ブロック女性経営者交流会	あ わ ら 温 泉	- 12 月の予定 -		
	全国物流青年経営者中央研修会北陸信越ブロック大会	ホ テ ル 日 航 金 沢	12・1	年末の交通事故防止運動	兵 庫 県 内
27	全国トラックドライバーコンテスト	ひ たち な か 市		年末・年始労働災害防止強調運動	各 分 会
28	近畿府県合同防災訓練	神 空 港 島 他	3	ダンプ部会情報交換会	神 戸 市 立 六 甲 道 動 労 市 民 セ ン タ ー 5 階 第 2 会 議 室
29	県交通安全対策委員会踏切対策部会	兵 庫 県 民 会 館 902 号 会 議 室	6	全ト協 常任理事会	第 一 ホ テ ル 京 東
31	整備管理者選任後研修	ジ ュ ビ タ ル ホ ー テ ル	7	全国物流青年経営者中央研修会幹事会議	東 京 都 ト ラ ッ ク 総 合 会 館
- 11 月の予定 -				人権啓発研修会	兵 庫 陸 運 部
11・1	兵庫県高速道路安全協議会視察・研修会(～2 日)	滋 賀 県		全国物流青年経営者中央研修会・西日本地域大会	東 京 都 ト ラ ッ ク 総 合 会 館
	平成 24 年度踏切事故防止キャンペーン			重量・鉄鋼部会「研修会」	ホ テ ル 北 野 プ ラ ザ 「 六 甲 荘 」
2	「グリーン経営講習会」	三 宮 研 修 セ ン タ ー		自動車関係団体連絡会議	自 動 車 会 館
	全国物流青年経営者中央研修会四国ブロック大会	松 山 全 日 本 ホ テ ル	10	近畿地区物流政策懇談会	大 阪 新 阪 急 ホ テ ル
3	兵青協「第 17 回チャリティゴルフ」	小 野 グ ラ ン ド カ ン ト リ ー ク ラ ブ			